

三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金 交付申請マニュアル【介護区分】（令和7年度版）

1 本マニュアルについて

このマニュアルは、三鷹市内に所在する介護サービス事業所等を対象とした、「三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金（令和7年度分）」の交付申請に必要な事項をまとめたマニュアルです。

本給付金の交付については、三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこのマニュアルに基づいて行いますので、本給付金の交付申請を行う際には、必ず、要綱、このマニュアル及び交付申請Q&Aを確認してから行うようにしてください。

2 給付金の目的

食材費の高騰による介護サービスの提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぐことを目的としています。

そのため、この給付金の交付を受ける法人が運営する事業所等では、本給付金により賄える限り、令和7年度中には、食材費の高騰を理由とする食費の値上げを行わないよう、ご配慮ください。

※事業所運営に必要な値上げ等を禁止するものではありません。

また、外部委託等により食事の提供等を行っている事業所等においては、本給付金の活用により、委託先業者等への対応を行っていただき、利用者への適切なサービスにつながるようにしてください。

3 対象事業所等及び給付金額

対象となる事業所等は、介護保険法等に基づき、令和7年4月1日時点で三鷹市内に所在する事業所等のうち、次のサービス種別です。

【区分1】※通所系サービス

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

【区分2】※入所系サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

なお、区分1又は2に該当する事業所等であっても、次の場合には対象外となります。

- (1) 令和7年4月1日時点において、休止している事業所等は対象外となります。
- (2) 令和7年4月1日時点において、三鷹市内に所在する事業所等であっても、申請後、交付決定日までの間に廃止する事業所等は対象外となります。
- (3) 令和7年1月1日から令和7年3月31日までの間で、三鷹市の被保険者への介護サービスを提供した実績がない事業所等は対象外となります。

《区分ごとの給付金額》

サービス種別によって、給付金額が異なります。区分ごとの給付金額は次の表のとおりです。

介護 区分	交付対象	交付額
1	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 ※昼食の提供を行っている事業所に限ります。 ※各介護予防サービスを含むとともに、「通所介護」には介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けたものを含みます。ただし、介護予防サービスや通所型サービスにおいては、当該サービスのみを提供している事業所のみを交付対象とします。	1 事業所当たり 7,500 円 に別に定める算定方法により算出した通所者数を乗じた額
2	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム ※介護老人福祉施設の短期入所者生活介護を利用している利用者数又は介護老人保健施設・介護医療院の短期入所療養介護の利用者数は、当該施設の入所者数に含みます。 ※短期利用特定施設入居者生活介護の利用者数は、当該施設の入所者数に含みます。	1 施設当たり 27,000 円に 基準日における入所者数を 乗じた額

4 基準日

基準日は、令和7年4月1日（火）です。

5 別に定める算定方法

上の表の「区分1」における別に定める算定方法は、サービス種別ごとに、次のとおりです。

(1) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション

次のアとイの2つの方法により算出された数のうち、多い数

ただし、この方法により算出された数が定員を超える場合には、定員とします。

ア 基準日において通所している利用者の人数

イ 令和7年3月24日～3月28日に通所している利用者の人数を5で除した人数（小数点以下四捨五入）

例：4月1日に10人利用、3月24日～3月28日には平均14人利用の場合には、「14人」が給付金算定に用いる通所者数になります。

なお、いずれの計算においても、利用者の人数は、その日の開所時間の中で、サービス提供を受けている利用者が最も多い時間の実人数としてください。

例：10 時には 12 人、14 時には 15 人、16 時には 13 人の利用者が事業所でサービス提供を受けている場合には、「15 人」となります。

(2) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

次のアとイの2つの方法により算出された数のうち、多い数

ただし、この方法により算出された数が定員を超える場合には、宿泊サービスと通いサービスの定員の合計とします。

ア ①と②の合計

- ① 基準日において通いサービスを利用している利用者の人数
- ② 基準日から基準日の翌日にかけて宿泊サービスを利用している利用者の人数の合計

イ ③と④の合計を5で除した数（小数点以下四捨五入）

- ③ 令和7年3月24日～3月28日（5日間）に通いサービスを利用している利用者の人数
- ④ 令和7年3月24日～3月28日に宿泊サービスを利用している利用者の延べ人数（1人が2泊以上している場合には、1泊につき1人と数えます。
※1人が2泊した場合は2人と数えます。）

例：4月1日に通いサービスを10人利用、宿泊サービスを3人利用した場合には、4月1日の通所者数は合計13人、同様に、3月24日～3月28日の平均で、通いサービスを8人利用、宿泊サービスを4人利用した場合には、この間の平均通所者数は合計12人となるため、合計人数が多いほうの、「13人」が給付金算定に用いる通所者数になります。

なお、通いサービスの通所者数の数え方については、通所介護等の数え方に準じます。その日の開所時間の中で、サービス提供を受けている利用者が最も多い時間の実人数としてください。

6 入所者数

上の表の「区分2」における入所者数は、基準日において、現に入所している利用者の実人数です。入院等により、基準日に利用されていない方は含みません。

ただし、入院等の期間が短期間であるため、利用契約が基準日において継続している場合には、利用者数に含みます。

なお、基準日において、介護老人福祉施設の短期入所者生活介護を利用している利用者数又は介護老人保健施設・介護医療院の短期入所療養介護の利用者数は、当該施設の利用者に含みます。

7 交付申請の方法

(1) 申請書等のダウンロード

市公式ホームページから、申請書等をダウンロードしてください。

三鷹市ホームページ（<https://www.city.mitaka.lg.jp/>）

トップページ＞福祉・健康＞高齢福祉＞介護保険＞介護保険サービス事業者

向けの情報 > 物価高騰対策支援給付金について

(2) 交付申請書等の作成

給付金の支給対象は法人です。交付申請は、法人単位でとりまとめて行ってください。

ただし、同一法人において、介護サービスの事業所等の他に、障がい福祉サービス等の事業所を運営している場合には、障がい分は別申請となりますので、このマニュアルに基づく申請からは除外してください。

(3) 必要書類

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 申請事業所一覧表（様式第1号別紙1）
- ウ 通所者数算定シート（様式第1号別紙2）※区分1のサービス種別のみ

(4) 申請書等の提出

申請書等が完成しましたら、交付申請の締切日までに、郵送（推奨）又は持参により、次の担当窓口提出してください。

【担当窓口】

《郵送の場合》 〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市健康福祉部介護保険課介護事業者指導係

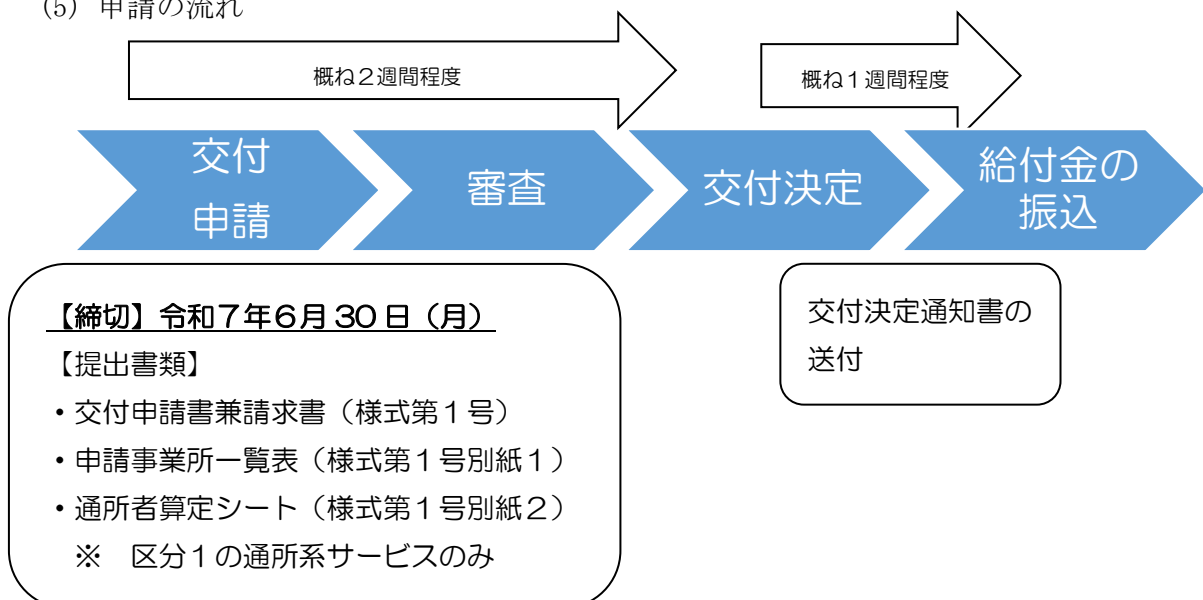
※封筒のおもてに、「支援給付金交付申請中」と赤字で記入してください。

また、必ず封筒に送り主の記入を忘れないようにしてください。

《持参の場合》 三鷹市役所本庁舎1階11番窓口（介護保険課窓口）

※申請書等を受付後、市において申請内容の確認を行います。申請書の内容に不備等があった場合には、個別にご連絡を差し上げたうえ、修正等の対応を行っていただきます。

(5) 申請の流れ



8 交付申請の締切日

令和7年6月30日（月）午後5時まで（必着）

※郵送される場合、消印有効ではありませんので、ご注意ください。

※締切日を過ぎてからの申請は一切受理できませんので、あらかじめご承知おきください。

※締切日直前になりますと、申請が集中し、審査・処理に時間がかかる場合がありますので、早期の申請のご協力をお願いいたします。

9 証拠書類の保管

要綱の第6条に規定している「別に定める書類」は、次のとおりです。交付決定日の属する年度の終了後、5年間保管してください。

- (1) 交付決定通知書（様式第2号）
- (2) 収入及び支出の関係を示す書類（決算書類等）
- (3) 給付金額の算定の根拠となる通所者数、入所者数を示す書類（サービス提供記録など）

なお、要綱の第7条に規定している調査等の際に証拠書類が確認できない場合には、要綱の第8条及び第9条の規定により、給付金の返還を求める場合があります。不足がないように必ず保管しておいてください。

10 この給付金の申請に係る問い合わせ先

申請等に当たっては、要綱及びこのマニュアル、Q & Aを必ず確認いただいたうえで手続きを行うようにしてください。

これらを確認いただいたうえで、ご不明点がある場合は、次の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】 三鷹市健康福祉部介護保険課介護事業者指導係

TEL：0422-29-8095